

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第24号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（納税証明書の交付の請求手続及び手数料）</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 前項の証明書の交付を請求する者は、証明書1枚ごとに400円の手数料を納付しなければならない。この場合においては、税目それぞれについて政令第6条の21第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに同項第3号及び第5号に掲げる事項ごとに1枚の証明書であるものとし、その証明書が2以上の年度に係る徴収金に関するものであるときは、証明を受けようとする事項が未納の徴収金のみに係る場合を除き、その年度の数に相当する枚数の証明書であるものとして計算するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）</p> <p>第61条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合その他政令第39条の3の3で定める場合を除き、当該土地の取得者から、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、これらの規定の適用があるべき旨の</p>	<p>（納税証明書の交付の請求手続及び手数料）</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 前項の証明書の交付を請求する者は、証明書1枚ごとに400円の手数料を納付しなければならない。この場合においては、税目それぞれについて政令第6条の21第1項第1号及び第2号、第3号、第5号並びに第6号に掲げる事項ごとに1枚の証明書であるものとし、その証明書が2以上の年度に係る徴収金に関するものであるときは、証明を受けようとする事項が未納の徴収金のみに係る場合を除き、その年度の数に相当する枚数の証明書であるものとして計算するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）</p> <p>第61条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合その他法第73条の24第4項の政令で定める場合を除き、当該土地の取得者から、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、これらの規定の適用があるべき旨の</p>

	<p>申告がなされていたときに限り適用する。</p> <p>5 [略]</p>	<p>き旨の申告がなされていたときに限り適用する。</p> <p>5 [略]</p>
2	<p>(自動車税に係る証明書の交付)</p> <p>第107条 第5条第3項に規定する広域振興局等の長は、道路運送車両法第62条第1項の継続検査の申請者が同法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請した場合において、<u>当該申請者がその検査を受けようとする自動車について当該自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、</u>証明書を当該申請者に交付するものとする。</p>	<p>(自動車税に係る証明書の交付)</p> <p>第107条 第5条第3項に規定する広域振興局等の長は、道路運送車両法第62条第1項の継続検査又は同法第67条第3項の構造等変更検査について、<u>同法第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者が同法第97条の2第1項の書面の交付を申請した場合において、その自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、</u>証明書を当該返付を受けようとする者に交付するものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。